

岩倉市総合体育文化センター及び岩倉市生涯学習センターネーミングライツ優先交渉権者審査委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岩倉市総合体育文化センター及び岩倉市生涯学習センターネーミングライツ優先交渉権者審査委員会（以下「委員会」という。）の設置、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 岩倉市ネーミングライツ導入ガイドライン（令和4年3月15日施行）に基づき、岩倉市総合体育文化センター及び岩倉市生涯学習センターのネーミングライツ（市が所有する施設等に企業名、商品ブランド名等を冠した愛称を命名する権利及びこれに付帯する諸権利等をいう。以下同じ。）の優先交渉権者（ネーミングライツパートナー（市がネーミングライツを付与する法人をいう。）としての適格があり、かつ、有利な条件での契約を締結することができるものとして、他の応募者に優先して市が契約交渉を行う団体等をいう。以下同じ。）の審査及び選定を公平かつ適正に行うため、委員会を置く。

(所掌事項)

第3条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) ネーミングライツの導入条件に関すること。
- (2) 優先交渉権者の審査及び選定に関すること。
- (3) その他優先交渉権者の審査及び選定に関し、教育委員会が必要と認める事項

(組織)

第4条 委員会は、委員6人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 総務部長
- (2) 健康福祉部長
- (3) 建設部長
- (4) 消防長
- (5) 教育こども未来部長
- (6) その他市長が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、第3条の事項が終了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

5 委員会の会議は、非公開とする。

(守秘義務)

第8条 前条の規定により会議に出席した者は、会議において知り得た秘密を漏らしてはならない。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、教育委員会教育こども未来部生涯学習課において処理する。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和4年7月11日から施行する。